

## 航空コンテナスペース確保（全国特産品流通拠点化推進事業）実施要領

平成28年 4月1日施行

### （目的）

- 1 沖縄県における国際物流拠点としての機能向上及び県産品輸出拡大のためのベースカーゴ構築を促進するため、県が全国特産品等及び精密機械等を対象とした航空コンテナスペースを確保する事業を実施する（以下「本事業」という。）ことにより、沖縄国際物流ハブの貨物量増加や全国特産品等及び精密機械等のアジア向け輸出拠点化を図る。

### （準用）

- 2 本事業について、この要領で定めることのほかは、航空コンテナスペース確保（沖縄国際物流ハブ活用推進事業）実施要領に準じて実施するものとする。

### （対象貨物）

- 3 本事業における対象貨物は、航空輸送に適するもので、次の各号に定めるものとする。
  - (1) 次に掲げる全国特産品等の農作物、畜産物、水産物、加工食品及びそれらに付随する販促品
    - ア 日本国内で生産された農林水産物・食品
    - イ 沖縄県内の物流拠点、流通加工拠点等で選果、検品、セット化、箱詰め等の流通加工が行われたもの
  - (2) 精密機械等（県内で保管、点検等を行うものに限る。）

### （対象地域）

- 4 前項第2号に規定する対象貨物の対象地域については、航空コンテナスペース確保（沖縄国際物流ハブ活用推進事業）実施要領第4項第3号に規定するほか、沖縄国際物流ハブにおいて、那覇空港に就航する国内4地域（東京国際（羽田）空港、成田国際空港、関西国際空港及び大阪国際（伊丹）空港）からの輸送を含めるものとする。

### （利用者及び継続利用期間）

- 5 本事業の利用者及び継続利用できる期間は次の各号に定める対象貨物の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 第3項第1号に規定する全国特産品等
    - ア 沖縄県内に食品流通拠点（農林水産物等の選果や箱詰め、セット組み、ラ

ベル貼り等の作業を行う倉庫、加工所等)を設置する事業者 利用開始から最大5年度

イ 県内に主たる事業所を置く輸出商社 利用開始から最大5年度

ウ 県内に主たる事業所を置く事業者でイ以外の事業者 利用開始から最大4年度

エ 国内に本拠を置く輸出商社等で沖縄県産品を扱う事業者 利用開始から最大4年度

オ 国内に本拠を置く事業者で海外展開未経験の事業者 利用開始から最大4年度

カ 国内に本拠を置く事業者で海外展開実績のある事業者 利用開始から最大3年度

(2) 第3項第2号に規定する精密機械等

県内に物流拠点を設置する製造業者等又は県内に物流拠点を設置する貨物利用運送事業者等を利用する製造業者等 利用開始から最大3年度

(年間利用上限)

- 6 本事業利用者のうち、前項第1号のエ、オ及びカに規定する者については、原則として本事業における利用上限を年間3 t (利用者申請重量の累積)とし、月の中途で利用上限を超える場合は、本事業の利用を停止するものとする。

なお、本事業は、当該年度予算の範囲内において行うものであり、執行上限に達した場合、上記に関わりなく事業を終了する。

(利用申請手続)

- 7 第5項第2号に規定する利用者となるため、航空コンテナスペース確保(沖縄国際物流ハブ活用推進事業)実施要領第5項に基づき申請する場合、同項の規定にかかわらず、(様式1)－2については、別添の(様式1)－3を用いるものとする。

(申請手続きの代行)

- 8 初回利用申込及びスペース確保申請の手続きについて、他の自治体との連携事業により、他自治体事業の利用認定を受けた者については、他自治体事業の事務局が、本事業利用者に代わって申請手続きを行うことができる。

附 則

平成28年4月1日施行

令和元年8月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正